

令和2年 第5回 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和2年5月21日 午後2時10分 日光市役所東庁舎 第3・4会議室

出席農業委員	11名						
1番	福田 絹江	2番	石下富士男	3番	青木 渡	4番	高橋和子
5番	高橋久美子	6番	江連一彦	7番	田井 哲	8番	柴田美代子
9番	吉原廣康	10番	星 一徳	11番	増 淵 勝		
欠席農業委員	なし						
出席推進委員	19名						
12番	川村 耕一	13番	渡邊清美	14番	齋藤 薫	15番	福田隆徳
16番	加藤英利	17番	早川文子	18番	小池 毅	19番	柏木 武
20番	神山順治	21番	福田重勝	22番	岡部正一郎	23番	八木澤 清
24番	福田正文	25番	高村 充	27番	谷野三枝	28番	福田登美子
30番	神山隆治	31番	福田吉男	32番	阿久津正信		
欠席推進委員	なし						
傍聴人	なし						

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第12号 農地法第3条の規定による許可書処分の取消願について
- 第4 報告第13号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第14号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第8 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第33号 非農地証明願について
- 第10 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席農業委員は、11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、推進委員につきましては、19名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長 　　ただ今から、令和2年第5回日光市農業委員会総会を開会いたします。
沼尾洋克事務局長 　　本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。
星 一 徳 議 長 　　（議事日程を朗読）
星 一 徳 議 長 　　それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、例に倣いまして、議長において指名いたしたいと思いますがご異議ございませんか。
星 一 徳 議 長 　　（「なし。」との声あり）
星 一 徳 議 長 　　ご異議ございませんので、私、議長において指名いたします。8番柴田美代子委員、9番吉原廣康委員のご両名を指名いたします。
星 一 徳 議 長 　　なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松係長を指名いたします。

星 一 徳 議 長 　　日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
星 一 徳 議 長 　　（「なし。」との声あり）
星 一 徳 議 長 　　異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。
星 一 徳 議 長 　　それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長 　　日程第3 報告第12号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
鯉 沼 慶 主 査 　　（鯉沼慶主査挙手）
鯉 沼 慶 主 査 　　はい、鯉沼慶主査お願いします。
星 一 徳 議 長 　　総会資料1ページをお開きください。報告第12号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて1件出ております。本案件は令和2年4月20日付、日農委指令第3-4号にて許可された案件です。譲渡人、譲受人、申請地は記載のとおりで、土地売買契約が不調となったため取下願いをするものです。以上となります。
星 一 徳 議 長 　　はい、取り下げの理由は何ですか。
鯉 沼 慶 主 査 　　（鯉沼慶主査挙手）
鯉 沼 慶 主 査 　　こちらは年金の関係で、経営移譲年金の対象となっておりましたので、こちらが許可になりますと年金額が下がってしまうという事で、当初はそれを了解の上で申請をいただいていたのですが、やはり後になってこちらを取り消して欲しいという事で提出がありました。
星 一 徳 議 長 　　ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございますか。
星 一 徳 議 長 　　（質疑なし）
星 一 徳 議 長 　　よろしいですか。
星 一 徳 議 長 　　（「はい。」との声あり）

星 一 徳 議 長 　　それでは次に移ります。
星 一 徳 議 長 　　日程第4 報告第13号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
川 村 光 代 主 任 　　（川村光代主任挙手）
川 村 光 代 主 任 　　はい、川村光代主任お願いします。
川 村 光 代 主 任 　　総会資料2ページをお開き下さい。報告第13号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」をご説明いたします。先月の5条申請は3件ございました。許可書につきましても3件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年4月20日。許可日および指

令番号につきましては、令和2年4月20日、日農委指令第5-1号から3号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第5 報告第14号「農地法第18条(通知)について」ですが、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定によりまして、4番 高橋和子委員の退席を求めます。

(高橋和子委員 退席)

星 一 徳 議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

大島尚美副主幹

はい、大島副主幹お願いいたします。

報告第14号 農地法第18条(通知)についてご説明いたします。総会資料は3ページとなります。本案件については、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。今月は基盤強化法第18条関係の合意解約が1件です。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。また、この1件は日光市農業公社扱いに関する案件となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かありましたらお受けいたします。

(質疑なし)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

4番 高橋和子委員の着席を許可いたします。

(高橋和子委員 着席)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第6 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は意見要請活動部会が担当しておりますので、江連部会長から全体の説明をお願いいたします。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

今回の現地調査は5月19日に行い、意見要請活動部会が担当いたしました。第1班は私江連と川村耕一委員、加藤英利委員、神山隆治委員、事務局からは沼尾事務局長と川村主任です。第2班は福田和子副部会長、福田正文委員、高村充委員、阿久津正信委員、星会長、事務局からは赤松係長、大島副主幹です。案件につきましては3条申請が1件、4条申請が1件、5条申請が8件、それと非農地証明願が1件の合計11件の案件でございます。なお、報告者は、3条申請の議案第30号の1番を高村充委員、4条申請の議案第31号の1番を高村充委員が行います。5条申請の議案第32号1番を加藤英利委員、2番を川村耕一委員、3番・4番を阿久津正信委員、5番・6番を福田正文委員、7番が神山隆治委員、8番が川村耕一委員であります。議案第33号の1番につきましては加藤英利委員が担当いたします。以上であります。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは3条の番号1番について担当委員の報告を求めます。

(高村充推進委員挙手)

高村充推進委員 はい、高村充推進委員。
私は議案第30号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、日光市土沢地内、JR日光線下野大沢駅から北西へ約1.2キロメートルに位置した場所です。JR日光線下野大沢駅から市道を東に1.2キロメートルほど進み、右折して北東に200メートル程進んだ左手に申請地があります。登記簿地目は畑と原野で現況は全て田となっております。親子間による10年間の使用貸借になります。譲受人は県から新規就農に係る交付金を利用して、こちらにハウスを建ててニラを栽培する予定です。5反歩要件については集約的農業に該当するため、不許可の例外に該当すると考えます。農地法第3条第2項各号には該当しないため問題は無いと考えます。皆様のご審議をお願いします。

星一徳議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

高橋和子農業委員 (高橋和子農業委員挙手)
はい、副部会長の高橋から報告させていただきます。高村委員の報告のとおり、土地は良く管理されておりますので、何ら問題は無いと思われまのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長 はい、ありがとうございます。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで部会委員以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

田井哲農業委員 (質疑なし)
よろしいですか。
星一徳議長 (「はい。」との声あり)
それでは考証部会から何かございますか。
ごさいません。
星一徳議長 今回の例外要件は何ですか。

大島尚美副主幹 (大島尚美副主幹挙手)
通常は5反歩要件がありますが、集約的農業で経営がそれで成り立つようであれば5反歩未満でも不許可の例外に当てはまるというものです。

鯉沼慶主査 (鯉沼慶主査挙手)
先ほどの説明のとおり、狭い土地であっても経営がそれで成り立つものは集約的農業に該当する考えがありまして、今回の場合では県の交付金もこの面積で交付されておりますので集約的農業に該当すると考えて差し支えないと思います。

星一徳議長 事務局から説明がありましたが、例えば新規参入として5反歩要件を満たせなくてもイチゴや花卉のようなものについては集約的農業に入ってくるという事です。その代わり通常より中身の審査が厳しくなっていて、市だけではなく、県農業振興事務所に聞いたりする必要があるという事で、そのような方法もあるという事です。よろしいですか。

星一徳議長 (「はい。」との声あり)
それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

星一徳議長 (挙手全員)
挙手全員であります。よりまして、3条1番につきまして、原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長 日程第7、議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(高村充推進委員挙手)

高村充推進委員

私は、議案第31号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。申請目的は、日光市小代地内におきまして営農型太陽光発電設備を目的とした4条申請です。申請地は小代駅から南へ1キロメートルで、行川橋の手前右側が申請地です。登記簿地目・現況ともに畑です。周囲の状況は北側が宅地と水路、西側は田、南側は行川、東側は道路です。現地には申請人が立ち会いました。申請地に営農型太陽光発電設備を設置して活用するという事で、周りにフェンスを付けパネル256枚を設置、88キロワットくらいになり、その下でソバを作付けする予定のため、高さ3メートルにして設置するそうです。西側の農地の同意書は取っております。資金は借入と自己資金で賄い、金融機関の証明書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋和子農業委員。

高橋和子農業委員

申請人は、ソバ栽培の経験も豊富であるので、何ら問題は無いと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。他の委員の方のご意見をお聞きしたいと思います。

(吉原廣康推進委員挙手)

吉原廣康推進委員

はい、吉原廣康推進委員。

農業新聞に、太陽光発電設備の下で稲作ができるという記事があったので疑問があったのですが、高さの規制はあるのですか。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

特に規制はありません。特別高圧太陽光発電や産業用太陽光発電など種類がありまして、営農型に関しては高さには規制は無いと思います。今回は、前回の計画と違って3メートルの高さを超えるためバインダーではなく自分の機械では入れる計画になっております。

星一徳議長

米は三重県でやっています。キャビンが入るため3メートル20センチくらいは必要です。申請地について、前はパネルが敷き詰める設計でしたが今回は空間が開いています。ソバの作付け経験はありますが、ここは8割要件があるのでそこはしっかりやるように指導してきました。

(田井哲農業委員挙手)

田井哲農業委員

はい、田井哲農業委員。

星一徳議長

ここは10年間ですよ。その後はどうする予定になってますか。

その後はまだわかりませんが、まずはこの10年が1回目となります。許可は10年しか出来ないため次は再申請が必要になりますが、その間8割要件を満たさないと許可が下りないという事です。

(田井哲農業委員挙手)

田井哲農業委員

8割要件はどこで審査するのですか。

星一徳議長

農協の米麦のリーダーがこの基準収容はこれだけありますと証明を出してきました。ソバは必ず検査があるため農協が行います。また、設備の足部分が転用でありそれ以外は転用ではありません。それなので10年間しか許可をしないという事です。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

固定資産税の地目は何ですか。

(大島尚美副主幹挙手)

大島尚美副主幹

農地です。基本、農地の上に載っているだけという事で地目を変えるわけはありません。固定資産税の償却は資産だけにかかってきます。基本ソーラー

吉原廣康農業委員
川村光代主任
星一徳議長

は17年間です。

(吉原廣康農業委員挙手)

電気の買い取り価格を聞いていなかったですがいくらですか。

申請当初は18円でしたが今は13円です。

よろしいですか。それでは質疑を終結し採決いたします。4条番号1番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員であります。よりまして、4条番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、日程第8、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。5条番号1番について担当委員の報告を求めます。

(加藤英利推進委員挙手)

加藤英利推進委員

私は、議案第32号の1番を担当いたしました。本申請は日光市所野地内において一般住宅を目的とした転用です。所野運動公園前の交差点から北西約150メートルに位置します。所野運動公園前の交差点を右折し、丁字路を左折し50メートル進み左折した突き当りが申請地です。登記簿地目及び現況共に畑です。周囲は東側が宅地、南側が道路と雑種地、西側が宅地、北側が宅地と雑種地です。現地には譲渡人、譲受人、設計士が立ち会いました。敷地内に二階建て住宅と車両スペースを設ける計画です。この地域は風致地区になっておりまして、敷地の30%の緑地を取って建てなければならないとされています。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理とします。以上の事から周りに及ぼす影響は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

ただいま説明のあったとおり、一般住宅の建設で特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは他の委員のご意見等をお受けいたします。

(青木渡農業委員挙手)

青木渡農業委員

風致地区の30%減歩とはどういうことですか。

星一徳議長

都市計画法の風致地区という事です。本来は樹木などの緑地とします。芝生を植えるのは大丈夫ですがそこを駐車場で使用するのは不可です。よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

川村耕一推進委員

私は議案第32号の2番を担当いたしました。申請は日光市倉ヶ崎新田地内におきまして、売買により一般住宅を目的として転用する案件です。日光自動車学校から北西へ約160メートルに位置します。国道121号線の倉ヶ崎交差点を旧道に700メートルほど進んだ左側が申請地です。登記簿地目及び現況共に田です。周囲の状況は東側が道路、西側・南側・北側が田です。現地には譲受人と設計事務所の方が立ち会いました。譲受人は現在小山市に居住しております。母親の体調が思わしくなく、自身も退職時期を迎えることから親の介護に専念したいとの考えにより土地を売買により取得し住宅を建築したく申請したものです。汚水・雑排水は合併浄化槽により宅地内処理、雨水は敷地内浸透処理とします。また周囲の同意書は添付されております。資金計画は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

ただいま説明のあったとおり、周りから同意書を受けており、影響は無いと思われまますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の皆さんからご意見等をお受けいたします。

(質疑なし)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

次に番号3番について、担当委員の報告を求めます。

(阿久津正信推進委員報告)

阿久津正信推進委員

私は議案第32号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市水無地内において売買により一般住宅を目的とした転用申請です。大室小学校から南に1.5キロメートル行ったところで、国道119号線を進んで、並木街道が終わる手前50メートルを左折し、道なりに250メートル進んだ左手が申請地です。現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。周囲の状況は北東が農道、南東は田、南西は国道119号バイパス、北西は田で、周りから同意書を受けています。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置して宅地内処理し、給水は公共の上水道を利用。雨水は敷地内砂利敷として敷地内浸透処理をします。以上の事から周りに及ぼす影響は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員

周りから同意書を受けており、影響は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の皆さんからご意見等をお受けいたします。

田井哲農業委員
星一徳議長

(質疑なし)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、番号3番の採決をいたします。番号3番について原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

次に番号4番について、担当委員の報告を求めます。

(阿久津正信推進委員挙手)

阿久津正信推進委員

続きまして番号4番の説明をいたします。本申請は日光市水無地内の申請地を売買にて譲り受け、自己の花屋の店舗を目的とした申請です。譲渡人・譲受人及び申請地は記載のとおりです。位置図・案内図につきましては、先ほどの3番と同じ場所ですので省略させていただきます。登記簿地目及び現況は田です。周囲の状況は北東が農道、南東は田、南西は国道119号バイパス、北西は田です。以上です。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員

ただいま説明のあったとおり、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

この案件については、建築確認申請では旧道からの進入路となっておりますが、将来的にバイパスが完成した時にはそちらの出入り口を使用したいという事でした。個人と法人が一つの出入り口になってしまい、法人は個人所有の出入口を使用することになるため、同意書を受けるよう指導しました。詳細については事務局から説明願います。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

代理人の●●様から理由書を受けていますので朗読いたします。「今般下記の土地を農地法第5条第1項の規定による許可申請を行うにつき、▲▲様が住宅敷地として411平米、合同会社兼(代表社員▲▲)が住宅敷地274平米、合計として685平米となりますが利用形態としましては住宅敷地と店舗敷地は各々別個に利用するものであり、敷地外に縁石を設け敷地界を明確に表示します。ただし、国道119号バイパスからの進入口につきましては住宅敷地側に1か所設置済みであります。新たに店舗側に進入路を設けることは困難であり、住宅敷地側の進入路を共有し、花卉等の搬入者及びお客様用の出入口としても利用いたします。」以上でございます。

星一徳議長

事務局の説明が終わりました。何かございますか。

(福田正文推進委員挙手)

福田正文推進委員
星一徳議長

合併浄化槽との説明でしたが、店舗もそれで大丈夫なのですか。

アパートのような大きな建物ではないので大丈夫だと思われまます。この方はどこかの花屋に勤めていたようです。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

この方は、●●スーパーのテナントとして入っていたのですが、このバイパスが開通するため自分で花屋を持ちたいという事でこの土地を買ったという事です。

星一徳議長

今回購入した土地が500平米以上なので合同会社を作り自分が代表者にな

って2つの申請をしたという事です。今の段階で言うなら後ろが接道になっているので何ら問題はありません。ただ、現地確認をした時、居宅は旧道の方に寄っていて店はバイパスの方を向いていたので確認をしたところ、バイパスが開通したらそちらの出入口を利用したいとの希望でした。なぜ部会長が先程のような説明をしてくれたかと言いますと、この沿線での転用はこれが初めてです。ここできちんとした審査をしていないと今後の申請に関わってきます。それなので、代理人●●は今回2つの申請に分けてきているわけです。そのため当委員会としては、バイパス側の進入路は1か所ですよ、ずっと旧道を使うわけでは無いですよと確認をしたところ、理由書を提出してきたということです。そのような経緯がありましたのでご理解願えれば採決に入りたいと思います。

星 一 徳 議 長

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

次に番号5番について、担当委員の報告を求めます。

(福田正文推進委員挙手)

福田正文推進委員

5条転用の5番についてご説明いたします。本申請の譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。申請の目的は、日光市森友地内において、売買により店舗敷地を目的とした転用申請です。日光市役所から東へ約2キロに位置します。国道119号線を宇都宮方面に向かいまして、森友交差点を右折し、進んだ所の左手に申請地があります。登記簿地目及び現況は共に田です。東側は雑種地、西側は青地と畑、南側は畑、北側は道路です。土地利用計画図であります。現地には譲渡人、譲受人、測量士が立ち会い境界を確認いたしました。申請人の店舗敷地の利用計画は、譲受人から申請地を買い求め店舗敷地を拡張する計画です。敷地内には来客用の駐車スペースと洗車場を設置し、給水は公共の上水道を利用、工場排水は油水分離槽を経由して汚水とともに公共下水道を利用します。雨水は浸透槽を設け、地下浸透いたします。この申請地は周りの農地より一段低くなっているためコンクリート擁壁を設置します。以上の事から特段問題は無いと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員

隣接の畑の同意書もある事から、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等をお受けいたします。

(質疑なし)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

田井哲農業委員

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

次に番号6番についてですが、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、11番 増淵勝農業委員の退席を求めます。
(増淵勝農業委員 退席)
担当委員の報告を求めます。
(福田正文推進委員挙手)

福田正文推進委員

議案第32号の6番についてご説明いたします。本案件は、日光市森友地内におきまして、使用貸借により一般住宅を目的とした転用です。貸人・借り人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は国道119号線宇都宮方面に向かひまして、下森友の交差点を右折し、80メートル進んだ所を右折したところに申請地があります。登記簿地目は山林、現況は畑です。周囲は東側が農道、西側は道路、北側は貸人の畑、南側は宅地です。現地には譲渡人、譲受人及び行政書士が立ち会い、申請人は、現在父の家に同居していますが、手狭なため今般、申請地を使用貸借により借り受け住宅を建築して住宅敷地として利用したく申請するものです。敷地内に住宅と車両スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は公共の下水道を利用し、給水は公共の上水道を利用し、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上の事から周りに及ぼす影響は無いと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願ひます。
(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員

先ほど報告がありましたように何も問題はないと思ひますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等があればお受けいたします。
(福田登美子推進委員挙手)

福田登美子推進委員

位置図に「農地法施行規則第29条第1項該当証明届出済み」とありますがそれはどういうことですか。
(川村光代主任挙手)

川 村 光 代 主 任

農地法施行規則第29条第1項というのは、農地の所に、例えば200平米以内の農業用施設や農地への進入路などを作る場合は届出だけで良いという事であり、ここに記載の進入路についてはその29条第1項の届出が済んでおり、ハウスや農業用機械を保管する施設があるのでそこへの進入路として6月頃着工予定の届出があったものです。

星 一 徳 議 長

ほかにございせんか。
(「なし。」との声あり)
それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思ひます。本件に関して何かございせんか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございせん。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号6番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

11番 増淵勝農業委員の着席を許可いたします。
(増淵勝農業委員着席)

星 一 徳 議 長

次に番号7番について、担当委員の報告を求めます。
(神山隆治推進委員挙手)

神山隆治推進委員

議案第32号の7番についてご説明いたします。本申請は日光市瀬尾地内において贈与により一般住宅を目的とした転用申請です。今市警察署から北西へ600メートルに位置します。県道今市栗山線があり、瀬尾交差点を右折して230メートル進んだ左手が申請地です。登記簿地目は現況共に田です。周囲の状況は北側及び南側は譲渡人の畑、東側は譲渡人宅への進入路、西側は宅地です。現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。譲受人は現在、譲渡人宅に同居していますが、手狭なため申請地を贈与により譲り受け、宅地として利用したく申請するものです。敷地内に二階建て住宅と車両スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は公共下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理とします。給水は市水道を利用します。資金計画は融資で賄い金融機関の融資証明書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響は無いと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

先ほどの説明どおり、周りに及ぼす影響は無いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(質疑なし)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号7番については、原案のとおり、『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号7番は、原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

次に番号8番について、担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

川村耕一推進委員

私は議案第32号の8番を担当いたしました。本申請は日光市大桑町地内において、太陽光発電設備を目的とした転用申請です。申請地はJA豊岡支店から県道大桑～大沢線を挟んだ斜め向かい側に位置します。国道121号線の大桑丁字路を県道大桑～大沢線に入り左側に申請地があります。登記簿地目及び現況共に田です。周囲の状況は東側が宅地、西側は水路、南側は道路、北側は田です。この法人会社は初めて太陽光発電設備を行うようですが、資金は借入金とし、譲渡人から譲受人の夫の法人会社に使用賃借するものです。発電用太陽光パネルは176枚、53.68ワットでPCSは16.5キロワット、売電は18円となります。給水はなく雨水は敷地内浸透処理します。また周りの同意書も添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響は無いものと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

写真にもあったようにこの場所は県道の買収の残地でありまして、農地としての利用価値は低いと判断しました。同意書もあり、周りに及ぼす影響は無い

星 一 徳 議 長 と思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方のご意見等がございましたらお受けいたします。
(質疑なし)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長 それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星 一 徳 議 長 ございません。
それでは質疑を終結し、採決いたします。番号 8 番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。よりまして、番号 8 番は原案のとおり 『許可』 することに決しました。

星 一 徳 議 長 続きまして、日程第 9、議案第 3 3 号「非農地証明願について」を議題といたします。番号 1 番について担当委員の報告を求めます。
(加藤英利推進委員挙手)

加藤英利推進委員 私は、議案第 3 3 号の 1 番を担当いたしました。本申請は、日光市針貝地内において宅地として利用している案件です。願出地は、針貝地内、日光市リサイクルセンターから南へ、800メートルの場所に位置します。日光市リサイクルセンターから日光地区広域農道へ出て南へ1キロメートル程進み、右折して西へ500メートルほど進んだ左手です。登記簿地目は田、現況は宅地であります。東側は田、西側は畑と宅地、南側は田・北側は道路です。これは昭和61年撮影の空中写真で、宅地として20年以上経過しております。以上の事から、証明することに問題は無いと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。
(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員 空中写真でも証明されているように宅地として20年以上経過しており問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

星 一 徳 議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
(質疑なし)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長 それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星 一 徳 議 長 ございません。
それでは質疑を終結し、採決いたします。番号 1 番については原案のとおり、『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。よりまして、番号 8 番は原案のとおり 『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長 続きまして、日程第 10、議案第 3 4 号「農業経営基盤強化促進法第 19 条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

大島尚美副主幹

(大島尚美副主幹挙手)

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定についてご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は『所有権移転』及び『利用権設定』の案件がございます。まず、所有権移転の案件になります。総会資料は9～10ページになります。今月の所有権移転の件数は3件で、面積合計は14筆で8,975平米です。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は11～12ページになります。件数は3件で面積合計は6筆で9,070平米となります。内訳は3件すべてが新規となり、農地利用集積円滑化団体である日光市農業公社扱いとなっております。設定をする者(貸人)、設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。ただいま議案第34号についての報告及び説明が終わりました。この件について委員の皆様からご意見等があればお受けいたします。

(質疑なし)

星一徳議長

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第34号、「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を「決定」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星一徳議長

以上を持ちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第5回日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 58 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

8 番 委 員

9 番 委 員